



衆議院憲法調査会ニュース

H16.3.5 Vol.66

第 159 回 国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

3月4日に開会された小委員会

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会
最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会

安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会(第2回)

(テーマ) 国家統合・国際機関への加入及びそれに伴う国家主権の移譲(特に、EU憲法とEU加盟国の憲法、「EU軍」)

参考人：

ベルンハルト・ツェプター君(駐日欧州委員会代表部大使)

質疑者

中山 太郎会長 仙谷 由人会長代理
斉藤 鉄夫君(公明) 山口 富男君(共産)
土井たか子君(社民)

質疑終了後、自由討議

ベルンハルト・ツェプター参考人の意見陳述の概要

1. 欧州統合プロセスの歴史的背景

- ・二度の大戦で学んだ「欧州諸国間の戦争を二度と起こさない」という教訓の下で欧州統合は進められ、欧州に平和、安定、経済的繁栄をもたらした。
- ・欧州統合の深化と拡大のために数次の条約改正が行われ、市場統合、共通外交・安全保障政策、通貨統合等を経て、現在、憲法草案の採択に向けた討議の最中にある。

2. 欧州統合プロセスの成果

- ・欧州統合の成果として、(a)単一市場の創設、(b)ユーロの導入、(c)共通対外通商政策の採用、(d)域内地域への各基金による財源割当て、(e)共通外交・安全保障政策による協力、(f)移民政策等の内務司法分野での協力等が挙げられる。

3. EUとその諸機関の基本的性格

- ・EUは、国家と国際機関のいわば「混成体」で、ある分野では国家主権の一部をプールし、他の分野では単に政府間協力を行うものである。
- ・事前に設定された「青写真」はなく、その発展は、特定政策分野での加盟国間の共通利益の上にボトムアップで構築されるプロセスをとっている。
- ・現在は、統合された政策(共同体政策)、共通外交・安全保障政策、警察・司法協力の三つの柱から成り立っている。
- ・EU法の策定には、他の機関の支援なしに行動することができない「共同体方式」をとってお

り、欧州議会、理事会、欧州委員会の間の権限の均衡が図られている。また、欧州司法裁判所も共同体の重要な構成要素となっている。

4. EU統合の諸原則

- ・EU統合は、欧州の建設と枠組みを強化する協力、効率を促進する競争、加盟国間の一体性を強化する連帯を推進力とする。
- ・EU立法は、(a)加盟国の国内法に対するEU法の優位、(b)意思決定が市民に近いところで行われるとする補完性の原則等に基づいている。

5. 協力の主要政策分野と共通通商政策、共通外交政策と共通防衛

- ・欧州域内の経済格差を是正し、より競争力を高めるために、新規加盟国への多額の資金援助が行われている。
- ・外交政策問題に関して共同行動への試みがなされたが、イラク戦争にも見られたように、成功には至っていない。憲法草案は、外務大臣職の創設、テロ・自然災害等における加盟国間の共同行動等を規定している。

6. 加盟国憲法と主権移譲

- ・EU統合の深化と拡大は、その国の憲法の主権移譲を可能とする憲法条文に基づき行われる等、加盟国憲法の適合化というプロセスを要求した。主権の一部移譲を受け入れる政治社会文化の存在が、統合の深化・拡大を可能にした。

7. 憲法草案とその内容

- ・憲法草案は、EUに法人格を付与し、立法権と行政権について政治的共同責任を明確に確立することによりEUの民主的正当性を強化している。更なる統合のためにヨーロッパ・アイデンティティの必要性を強調し、複雑な「三本柱構造」の撤廃などにより、より透明で包括的な法体系を提示している。

8. おわりに

- ・欧州の経験は、歴史的、地理的、文化的な基盤に密接な関係があり、そのままでは、他の地域のモデルにはならないが、一国では十分に対応できない問題を特定し、地域に安定・安全を確保し、経済基盤の拡大により競争力を向上させるなどの統合の手法、統合を進める手続等に関して参考になると考える。

ベルンハルト・ツェプター参考人に対する質疑の概要 中山 太郎会長

- ・現在のEU加盟国間における価値観の共有と今後のEU拡大との関係について、また、欧州人権条約と基本権憲章を盛り込んだEU憲法との関係について伺いたい。
- ・EUの安全保障分野における加盟国間の協調を模索してきた経緯と今後の方向性について、ま

第9回地方公聴会は、3月15日(月)午後1時から広島県広島市にて開催されます。

ホームページ http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm

た、NATO と EU の安全保障及び防衛政策上の関係について伺いたい。

- ・ EU では安全保障面での欧州各国の協調関係が常に意識されてきたと考えるが、アジアにおける地域安全保障について、また、アジア諸国と EU 加盟国等が参加している ASEM の効果について見解を伺いたい。
- ・ EU の基本条約の批准や通貨統合の是非を問うために、各国で国民投票が実施されているが、国民投票の果たす役割やその功罪について伺いたい。

仙谷由人会長代理

- ・ 憲法草案に規定されている「欧州オンブズマン」は、EU 憲法上の機関として設置されると考えてよいのか。また、それは、加盟国又は地域ごとに設置するなどが考えられるが、EU ではどのような構想を持っているのか。
- ・ 憲法草案には、個人情報保護に関して、独立した機関を設置する旨の規定があるが、これはどのような機関を想定しているのか。
- ・ 憲法草案第 2 部「連合基本権憲章」における 2 条、3 条等は、新しい人権として規定したもの、あるいは、従来「幸福追求権」と考えられてきたものを基本的人権として具体的に規定したものとも考えることもできる。このような規定の仕方となったのはどのような理論に基づいているのか。

斉藤鉄夫君(公明)

- ・ EU 統合が予想されたよりも早いスピードで進んでいると感じているが、その要因は何か。
- ・ 我々は、憲法において普遍性と個別性・土着性のどちらを追い求めるべきであるかについて論議している。それに関連して参考人が述べた EU 統合の礎としての欧州のアイデンティティとは何かについて伺いたい。また、個別性・土着性がない憲法は意味がないと考えるが、いかがか。

山口富男君(共産)

- ・ 参考人は、EU 統合の歴史的背景として、二度と戦争を起こさないということを強調したが、ナチスの戦争犯罪や被害者補償に対して欧州がどう臨んできたかということは、憲法草案にどのように反映されているのか。
- ・ 参考人は、外交政策問題について共同行動をとることの失敗例としてイラク戦争への態度を挙げたが、こうした不一致からどのような教訓を得たのか。また、昨年決定された EU の安全保障戦略において、ユニラテリズムに対して国連を中心とする多国間主義が強調されているが、ここにもイラク戦争に関わる教訓が含まれているのか。

土井たか子君(社民)

- ・ EU 統合は国家主権の移譲を伴うもので、国家観が今までにないものとなる。加盟国の憲法より国際法である EU 憲法が優先することにより憲法の概念が変わる。このような国家観、憲法観の変化を EU 加盟国はどのように捉えているか。
- ・ 参考人は、「戦争が再び繰り返されることがないように」ということを情熱と決意で示された。このことに共感と感動を覚えた。加盟国の憲法には、イタリア憲法 11 条のような不戦規定もあるが、憲法草案策定の際にこのような規定を活かすことを考えたか。また、このような不戦規定を EU 憲法において条文として規定する用意があるか。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

中谷 元君(自民)

- ・ 二重、三重の枠組みを構築している欧州の安全保障体制と現在のアジアの状況を比較すると、我が国周辺の安全保障は、米国を中心とした二国間の条約しか存在しない寂しい状況である。我が国は、集団安全保障・集団的自衛権に関して国としての考え方を整理し、地域の安定のために何をなすべきかを考えるべきである。
- ・ 東アジアにおける安全保障機構を創設し、予防外交、平和維持活動についてもお互いのルールを作っていく必要があると感じた。
- ・ 我が国が中心となって東アジアにおける安全保障体制を構築していくためにも、憲法の中で集団的自衛権・集団安全保障を認めていくべきである。

伊藤公介君(自民)

- ・ EU の枠組みが、他の地域にそのままは当てはまるものではないことは当然と考える。アジアにおける安全保障体制を考えていく上では、安全保障に対する共通の基盤が大切ではないか。
- ・ アジア諸国との関係において、日本がどういう役割を担い、選択をしていくかが重要である。その際、安全保障上・経済上ウエイトを増している中国との関係は無視できないと考える。

武正公一君(民主)

- ・ ドイツ軍の NATO 域外派兵に関する連邦憲法裁判所判決において、派兵は連邦議会の個別の事前承認が必要であると判示されており、このような丁寧な議会承認のあり方は参考になると考える。

楠田大蔵君(民主)

- ・ アジアでも共通の理想を構築し、経済や環境分野での連携を行っていくことが先決である。その信頼関係の中で安全保障問題を議論するべきであって、その順序を間違えてはならない。

山口富男君(共産)

- ・ 参考人が、単独行動主義に対し国連中心の多国間システムが必要であるとした点は、同感である。
- ・ 欧州では、二度と戦争をしない、人権を大事にするということが土台にあって、EU 統合があると考えられる。一方、アジアでは、日本の侵略戦争に関わる戦争責任の問題等があり、欧州の到達点からアジアの現状を吟味する必要がある。

< 中谷委員に対して >

- ・ 集団的自衛権と集団安全保障は違うものである。集団的自衛権に関しては、世界の 3 分の 2 の国々が軍事同盟に属さず、そうした攻撃権を持たない国となっており、そこに世界の流れはない。日本は、地域安全保障を考える場合、憲法に根ざすことが必要である。

> 仙谷由人会長代理

- ・ 平和を維持し、法の支配を貫徹するためには、地域における共通の安全保障・防衛政策が必要である。山口委員のように、憲法があるから日本はこのようなことはできないということを出発点にしては、地域的安全保障は成り立たない。共通の安全保障、価値観をつくることなく、自らの価値を固定させては、自らの安全保障、平和を構築できない。
- > 山口富男君(共産)
- ・ 9 条は平和主義を掲げており、北東アジアの安

全保障対話においても、日本はその立場に立つべきである。その立場に立つと対話が成り立たないという議論は成り立たない。

> 中谷元君(自民)

・現憲法を固守した考え方はいつまで通用するか心配である。NATO、EUは、集団的自衛権を基に共存していこうという発想であり、日本もそのような発想を持たないと、米国の影響力から解き放たれず、安全保障面での選択肢がない。国家としての独自性、柔軟性、戦略性のためには、日米安保条約に代わる多国間の安全保障システムが必要である。その観点から当調査会においても、集団安全保障について議論する必要がある。

> 仙谷由人会長代理

・中谷委員と結論においてそれほど違いはないが、集団的自衛権の行使を主張する者には、対話ではなく軍事的な圧力に傾斜して、米国との集団的自衛権の行使を世界中に広げるための憲法改正を企図する向きもあり、それは許されないことである。

土井 たか子君(社民)

・国際法の国内法に対する優位の原則は、EUという機構の中での議論であり、日本には当てはまらない。
・日米安保条約と憲法の関係については、条約と憲法では法源が異なっているので、両者は上下関係にはなく、日本における最高法規は憲法であるという立場から考えるべきである。

< 中谷委員に対して >

・集団的自衛権を認める NATO は、冷戦下に生まれ、ワルシャワ条約機構に対抗してきたという経緯があり、現在の日米関係とは状況が異なる。

山口 富男君(共産)

< 中谷委員に対して >

・日本は米国の影響下にあり、安全保障上の制約になっていると中谷委員が認識しているのであれば、日米安保条約のくびきから離れる選択肢を考え、憲法の下での平和主義に戻る事が大事である。

中山 太郎会長

・日本の地域安全保障の構築に当たっては、日本周辺にはエネルギー資源がない点が問題であり、また、パイプライン等のネットワークを持たない点で日本は孤立している。
・エネルギーの安定供給は地域全体の問題であり、この問題と安全保障は表裏一体の関係にある。北東アジア地域の安全保障を冷静に議論すべき時代が来ている。

近藤基彦小委員長から、次の発言があった。

・2月26日の憲法調査会での安保国際小委員長報告における「争点に関する憲法上の問題について、早急に合意形成を図る必要があると考えている」との部分、「争点に関する憲法上の問題について、これを明らかにする必要があると考えている」との趣旨である。これを敷衍するならば、集団的自衛権を認めるか否か、集団安全保障への参加を認めるか否か等9条をめぐる争点に関する憲法上の問題の所在を、議論を通じて明らかにする必要があるという趣旨である。

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会(第2回)

(テーマ) 直接民主制の諸制度

参考人:

井口 秀作君(大阪産業大学人間環境学部助教授)

質疑者

船田 元君(自民) 大出 彰君(民主)

赤松 正雄君(公明) 山口 富男君(共産)

土井 たか子君(社民) 下村 博文君(自民)

小林 憲司君(民主) 森岡 正宏君(自民)

質疑終了後、自由討議

井口秀作参考人の意見陳述の概要

1. はじめに

・直接民主制の概念には、「純粹直接民主制」と「半直接制」が含まれるが、両者は異なるものであって、分けて議論する必要がある。

2. 国民投票制の現況

・昨今の国民投票の増大は「レフェレンダム旋風」とも呼ばれるが、これは相対化してみればヨーロッパ諸国に偏ったものであること、米国やドイツでは国家レベルでは行われていないこと等、必ずしも世界的傾向ではなく、したがって、日本国憲法が世界に遅れているとは言えない。
・増加しているのは、国民からの要求による「下からのレフェレンダム」であり、政府主導の「上からのレフェレンダム」は減少している。

3. 国民投票制の諸類型

・国民投票制度は、(a)対象、(b)法的効力、(c)開始手続、(d)イニシアチブとの結びつきによって類型化ができる。
・対象を限定しても、フランスの例に見られるように、それが守られるとは限らない。
・裁可型と諮問型の法的効力に本質的な差異を認めることは、スウェーデンの例に見られるように、困難である。

4. 日本への適用

(1) 原理論として

・直接民主制を排除する「ナシオン主権論」はもはや存在しないが、直接民主制と強く結びつく「プープル主権論」が通説になっているわけでもない。
・英国は議会主権の下でレフェレンダムを実施していること、米国の最高裁は共和政体(代表制)の下での住民投票を憲法に違反しないと判示していることから、直接民主制を排除する原理論はもはや存在しない。

・96条は憲法改正に国民投票を導入しており、前文の謳う代表民主制とも矛盾しない。ただし、法的拘束力のある制度は、41条及び59条と矛盾するので憲法を改正しなければ導入できない。

(2) 直接民主制の困難性について

・直接民主制の困難性は、相当程度に克服されている。
・直接民主制の問題点はさまざまに指摘されているが、それを理由に廃止すべしとする議論は、諸外国では存在しない。

(3) 直接民主制は市民参加を増大させるか

第9回地方公聴会は、3月15日(月)午後1時から広島県広島市にて開催されます。

ホームページ http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kenpou.htm

- ・市民参加の増大自体は、直接民主制の目的ではない。
- ・また、国民投票の投票率は、選挙の投票率に比べて低い。
- (4) 立憲主義・政党・討議民主主義との関係
 - ・立憲主義との関係では、日本の最高裁のこれまでの司法消極主義にかんがみれば、国民投票によって成立した法律については、統治行為論によって憲法判断を避けるのではないか。そうすると、違憲の疑いのある法律によって少数者保護がなされない危険が生じるおそれがある。
 - ・政党との関係では、国民投票の結果次第で、マニフェストによる政権選択の意義が薄れる危険性がある。
 - ・討議民主主義との関係では、国民投票は、国民の間に議論を誘発する効果がある。
- (5) 現行憲法下の可能性
 - ・現行憲法の下では、(a)住民投票の充実、(b)諮問型国民投票の導入、(c)一定の要件の下で国民に法案の発案権を与えることが考えられる。

井口秀作参考人に対する質疑の概要

船田 元君(自民)

- ・参考人は現憲法下においても直接民主制導入は不可能ではないと述べたが、少なくとも、「拘束的」国民投票制の導入は、41条や59条の規定に抵触するので難しいと考える。もし、導入するのであれば憲法改正が必要と考えるが、いかがか。
- ・憲法改正のためには国民の過半数の賛成が必要とされているが、これはなぜ3分の2ではないのか。直接民主制と「単純過半数」「特別多数」の関係をごどのように考えるか。
- ・95条の地方自治特別法のための住民投票の規定は、近年ほとんど機能していない。地方自治の本旨は「住民自治」であることにかんがみると、この制度をどう活用するべきか。また、どのような状況のときに、95条が適用されるべきなのか。

大出 彰君(民主)

- ・「半直接制」とは、代表民主制の中に一つでも直接民主制的な制度が含まれていけばよいのか。
- ・プレビシットとレフェレンダムの違いは何か。
- ・国民投票制の議論における主権論(プーブル主権・ナシオン主権)と違憲審査の関係について教えていただきたい。
- ・米国は、下院議員の任期が2年であることにかんがみると、プーブル主権的と考えられるが、そうであれば、本来、違憲審査は及ばないとする結論に結び付きやすくなるのではないか。
- ・憲法改正を国民が発案できるとすることは、憲

法上許されるか。それを行うとした場合、「国民投票法」の制定が必要となるか。

赤松 正雄君(公明)

- ・フランスでみられた国民投票における投票率の低さは、レフェレンダムに付された案件の内容と関係があったのか。
- ・政党が「マニフェスト」を掲げて選挙に臨むいわゆる「マニフェスト選挙」と国民投票制度の関係について、詳しい説明を伺いたい。
- ・司法制度改革によって導入される予定の裁判員制度によって、最高裁判事の国民審査制度に対する国民の意識が変わると考えるか。
- ・16条の請願権については、選挙以外で国民の意思を反映させる方法であり肯定的に捉えるべきだと考えるが、「10以上の都道府県において有権者の50分の1以上の署名を集めることを条件に、法案の形式での請願を認める制度を導入してはどうか」との意見について、どう考えるか。

山口 富男君(共産)

- ・憲法は、代表民主制を基本としながら直接民主制を取り入れている。この背景には、国民主権を實質化するという立場があると考えるが、この点について参考人はどのような考えを持っているか。
- ・参考人は「憲法改正の呼び水としての直接民主制の議論は問題外」という指摘をされたが、今必要なのは、憲法の理念を具体化することという指摘であったと考える。「憲法の理念の具体化」という場合、「理念の具体化」として参考人はどのようなものをお持ちか。
- ・比較憲法論的に日本国憲法の特徴として何が挙げられるか。
- ・1条は主権在民下の天皇の在り方を規定するが、参考人は、この点をどのように評価するか。
- ・住民投票に関する一般法としての「住民投票法」を制定するに際して、「この点をきちんと作っていかねばならない」という構想は何か持っているか。
- ・参考人は、現憲法においても、一定の要件を満たせば国民が発議を行うことができるとする制度は可能である旨述べたが、憲法のどの条文が根拠となるのか。
- ・住民投票で取り上げられてきたテーマとして原発問題、環境問題、米軍基地問題などがあるが、これは、住民自治・国民主権の實質化にとってどのような意味を持つと考えるか。

土井 たか子君(社民)

- ・議会制民主主義を採用する国においては、国民・市民が民主制の諸制度に参加する度合いが強まっている傾向があるといえるか。
- ・41条の「立法」は、法案の作成段階をも含めて「立法」と解釈すべきと考える。しかし、現状は、法案の提出数も成立率も閣法が圧倒的であり、また議案の発議要件も設定されている。このような現状は、41条の「唯一の立法機関」の意味するところに照らし大変問題があると考えられるが、いかがか。
- ・現行憲法の下で、我が国にふさわしい国民投票制度は、どのような形態のものとするか。

下村 博文君(自民)

- ・日本には独自の空気、気質等があるという前提に立ったとき、他国の直接民主制と比較して何か異なり得る部分があるか。

- ・参考人が指摘した「直接民主制が理念どおり機能する条件を探求、整備することが必要ではないか」という点を詳しく説明していただきたい。
- ・参考人の指摘する「少数派の発案権」などの具体的イメージを指摘してほしい。また、それは具体的にどのような案件がふさわしいものなのか。

小林 憲司君(民主)

- ・国会議員は支援団体の意向に反する行動がとりづらい現状にある一方、選挙人の意思の反映が要請される半代表的な側面も否定できないと考えるが、参考人の意見を伺いたい。
- ・市民革命を経ずに国民民主権の原理を受け入れた我が国が本当の国民民主権の国となるためには、市民革命に代わる幅広い「創憲運動」が必要と考える。その際、現在の間接民主主義に加えて、国民投票や住民投票などの直接民主主義をどのように認めていくかという観点が極めて重要であると考えるが、いかがか。
- ・世界情勢が変化する中、国民が憲法の理解を深めるために「これだけは必要」というものがあれば教えていただきたい。

森岡 正宏君(自民)

- ・平成15年度の衆議院憲法調査議員団報告書の米国に関する部分を読んで、カリフォルニア州が直接民主制の行き過ぎによりいわば議会制度の危機ともいえる状況に直面していることを知ったが、参考人はどのように考えるか。
- ・民主主義の本質は議論の過程にあると考えるが、現在、市町村合併に当たり、充実した議論を経ないにもかかわらず住民の直接投票により結論を決めてしまう傾向にある。このような民主主義に反する傾向について、参考人の意見を伺いたい。
- ・国民民主権の原則からは、憲法改正手続における国民投票を廃止するような憲法改正はできないという見解もあるが、参考人の意見を伺いたい。
- ・現在、国民投票に付してはどうかという参考人の具体的な提案があれば伺いたい。

自由討議における委員の発言の概要(発言順)

船田 元君(自民)

- ・今日は、代表民主制と直接民主制のせめぎあいともいべき議論を興味深く聴いたが、私は、現行憲法は両方の中間にあるとする位置付けが妥当であり、代表民主制を根幹としつつ、直接民主制に係る部分は限定的に捉えるべきであると考えている。
- ・現行憲法の解釈により一般的国民投票が可能であるとする意見もあったが、41条等の趣旨を考えると妥当ではなく、導入するのであれば、やはり憲法上に明記する必要があると考える。
- ・議会制民主主義は、近代国家において政治を遂行する上で、極めて優れた制度であるが、政争がおきたり、国民の意見が議会の議論に反映されないときには、国民投票を求める国民の圧力が強まるのは当然であり、議会制民主主義と直接民主主義はトレードオフの関係にあると思う。
- ・将来的には一部の分野で国民投票を行うなどの役割分担は必要であると思うが、その対象分野をどうするかなどの問題は、今後の政治の知恵に委ねられている。
- ・投票率の低下や意図的な世論形成などのいわゆる国民投票の限界点については、我々の知恵で

克服しなければならない。

山口 富男君(共産)

- ・憲法は、代表民主制を基本に置つつ直接民主制を取り込んでおり、せめぎあいというよりも国民民主権の実質化を求める上で、両方が機能するように作られているものであると思う。
- ・現行憲法下での可能性の問題として、住民投票の充実の問題、諮問的国民投票の検討課題が提起されたが、憲法との関わりにおいて、どうすることが求められるのかを吟味する必要がある。
- ・「憲法の理念の具体化」について参考人は触れていたが、直接民主制の分野でも「憲法の理念の具体化」が提起されていることから、憲法調査会においても調査・検討する必要があると考える。

中山 太郎会長

- ・今日の議論において、96条の憲法改正の発議に対する国民投票制度の細目について触れられなかったのは、残念である。憲法改正の制度を憲法に規定しておくながら、実施方法が決められていないのは法治国家としておかしく、いわば立法府の不作為とも言うべきものであると思う。
- ・国のかたちを決める重要な投票であるから、憲法改正に係る国民投票法を制定する際には、公民権を停止されている人についてもその投票権を認めることを検討すべきである。

山口 富男君(共産)

<中山会長に対して>

- ・「立法不作為」とは、通常、国家賠償法上の何らかの「損害」を前提に争われるが、憲法改正に係る国民投票法を定めないことにより、憲法制定権力が侵害されたということではできないのだから、立法不作為とは言えないのではないか。
- ・憲法調査会では、憲法について広範かつ総合的に調査を行うとされているが、現状において、96条に関する法律の具体化は求められていないと考える。

>中山太郎会長

- ・あらゆる条項について調査を行うことが憲法調査会の目的である。きちんと議論しておくことは、決してマイナスではないとの認識を持っている。

大出 彰君(民主)

- ・かつて中曽根元首相が首相公選制を唱えた際に国民投票の話が出たが、当時は反対が多かった。現在、国民投票が求められているのは、ナシオン主権からプーブル主権になりつつあることと、現在の民意の反映の在り方に問題があることが背景にあると思う。
- ・国民民主権は民意の反映を要求するものであるが、小選挙区制やそれに伴う一票の格差、戸別訪問の禁止など現行の選挙制度は、民意の反映という観点から問題がある。その結果として、国民の議論を反映するために国民投票がいいのではという議論が出てくるのではないか。
- ・民意の反映を強調していくと、国民投票の導入へと傾いていくと思う。

船田 元君(自民)

<大出委員に対して>

- ・私も首相公選制を唱えたことがあるが、内閣の憲法調査会において中曽根元首相が唱えたときは、プレビシットの一つの現れということでマスコミに喧伝され、その中での議論は困難であったと思う。ただ、現在、プーブル主権に近

第9回地方公聴会は、3月15日(月)午後1時から広島県広島市にて開催されます。

い方向に国の仕組みがなっている中で、改めて首相公選制を考えることは意義がある。
 ・小選挙区制は、民意の反映ではなく民意の集約であり、政権を選ぶ制度へと近づいてきており、大出委員と異なり、その意義は認めたい。
 > 大出彰君(民主)
 ・私は、小選挙区制を否定するわけではないが、「民意の集約」ではなく「民意の反映」こそが、本当の意味での民主主義ではないかと考える。

増子輝彦君(民主)

・私は、代表民主制を基本としつつ、国家的な大きな問題については国民投票を行うべきと考える。
 ・私は、国政選挙の投票率が低いことを心配している。
 ・民意の反映・集約という観点から、代表民主制であれ直接民主制であれ、投票が有効となるための必要投票率についてきちんと定める必要があり、今後、小委員会においても議論すべき問題であると考える。

山口寛男君(共産)

< 中山会長の発言に関連して >
 ・参考人質疑において 96 条の中身が具体的な問題とならなかったのは、参考人は、現在、求められているのは憲法改正ではなく「憲法の理念の具体化」であるとの立場で陳述したからであると考える。

意見窓口「憲法のひろば」

平成 12 年 2 月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2313 件(3 / 4 現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1409	封書	433
F A X	298	E-mail	173

・分野別内訳

前文	210	天皇	85
戦争放棄	1557	権利・義務	57
国会	37	内閣	35
司法	13	財政	13
地方自治	11	改正規定	17
最高法規	9	その他	1318

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03 - 3581 - 5875
 E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1 - 7 - 1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

今後の開会予定

日付	開会時刻	会議の内容
H.16 3.11 (木)	午前 9:00	統治機構小委 〔テーマ〕 人権擁護委員会その他の準司法機関・オンブズマン制度 参考人： 宇都宮深志君 (東海大学政治経済学部教授)
	午後 2:00	基本的人権小委 〔テーマ〕 市民的・政治的自由(特に、思想良心の自由、信教の自由・政教分離) 参考人： 野坂泰司君 (学習院大学法学部長)
3.15 (月)	午後 1:00	地方公聴会(広島)
3.18 (木)	未定	憲法調査会(派遣報告、小委員長からの報告聴取及び自由討議)
3.25 (木)	午前 9:00	最高法規小委 〔テーマ〕 憲法保障(特に、憲法裁判制度及び最高裁判所の役割) 参考人につきましては、現在、調整中です。
	午後 2:00	安保国際小 〔テーマ〕 非常事態と憲法(国民保護法制を含む) 参考人につきましては、現在、調整中です。

諸般の事情により変更される可能性があります。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

(衆議院会議録議事情報)

http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm

(国立国会図書館)

<http://kokkai.ndl.go.jp/>